⑶　別紙⑶は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率	備　考
			%	

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。
（注２）　設立中の法人にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。
（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
（注４）　法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注６）　職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。
（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。
㋐　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
㋑　発起人又は発起人代表であるときはその旨
㋒　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
㋓　出資の予定のものについてはその旨
（注８）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。

⑷　別紙⑷は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	議決権の総数に対する議決権の比率	㈀が地上基幹放送事業者の10分の１を超える議決権又は移動受信用地上基幹放送事業者の100分の33.33333を超える議決権を有する場合、当該事業者の名称	備　考
100分の33.33333を超える議決権を有する者 ㈀		%		
うち㈀の有する議決権と計算される議決権を有する者 ㈁		%		

（注１）　議決権の取扱いは、次の㋐から㋒までに定めるところにより計算し、記載すること。
㋐　一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
㋑　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。
㋒　㋑の本文の規定は、基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の２分の１を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の２分の１を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。
㋓　㋒の規定を適用する場合において、介在している関連法人等も100分の33.33333を超える議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても㈀及び㈁の欄を記載すること。なお、㈁の欄の記載については、㈀の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。
（注２）　㈁の欄は、議決権を有する全ての者について記載すること。
（注３）　備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類を記載すること。また、㈁の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に㈀の有する議決権と計算される理由を記載すること。
（注４）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。

⑸　別紙⑸は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の議決権の総数に対する議決権の比率	備　考
自らが10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者又は100分の33.33333を超える議決権を有する他の移動受信用地上基幹放送事業者 ㈀		%	
うち自らが有する議決権と計算される議決権を有する者 ㈁		%	

（注１）　⑷（注１）の㋐から㋒まで、（注２）及び（注３）に準じて記載すること。また、次の㋐及び㋑によること。
㋐　⑷（注１）の㋐から㋒までについては、「一の者」とあるのは「基幹放送の業務を行おうとする者」と、「基幹放送の業務を行おうとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。
㋑　⑷（注１）の㋐から㋒までに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの㈁の欄の記載については、㈀の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。
（注２）　比率は小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位まで記載すること。